

# 法政大学「人を対象とする研究倫理」規程

規定第1141号  
一部改正 2016年 1月 1日

## (目的)

第1条 「法政大学研究倫理規程」に定める研究のうち、人を対象とする研究を遂行する上で求められる研究者の行動及び態度について、倫理的指針に関する事項を定める。

## (研究の基本)

第2条 研究者が、人を対象とする研究を行う場合は、個人の尊厳及び基本的人権を重んじ、ヘルシンキ宣言の趣旨に則り、科学的かつ社会的に妥当な方法で、その研究を遂行しなければならない。

2 研究者が、人を対象とする研究を行う場合は、法令、所轄庁の告示、指針等及び「法政大学個人情報保護及び特定個人情報取扱規程」を遵守しなければならない。

3 研究者が、人を対象とする研究を行う場合は、安心かつ安全な方法で行い、研究対象者の身体的及び精神的負担又は苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

## (定義)

第3条 本規程において、次の各号にかかげる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「人を対象とする研究」とは、自然科学分野のみならず人文科学分野、社会科学分野すべてを含む臨床・臨地的調査及び実験をいい、個人又は集団を対象に、その行動、心身若しくは環境等に関する情報又はデータ等を収集・採取する作業を含む。

(2) 「個人の情報又はデータ等」とは、個人又は集団の特性としての思想、心情、身体、行動及び環境等に関する情報又はデータ等をいう。

(3) 本規程における「研究者」とは、本学に所属する教員、研究員の他、本学において研究活動に従事するすべての者を含む。学部及び大学院の学生も「研究者」に準ずるものとする。

(4) 「研究対象者」とは、研究のため個人の情報又はデータ等の提供者をいう。

## (研究者の説明責任)

第4条 研究者は、研究の目的・意義及び方法の妥当性・危険性を社会的に説明できなければならない。

2 研究者が、個人の情報又はデータ等を収集・採取する場合は、研究対象者に対して研究目的、研究計画及び研究成果の発表方法等について研究対象者が理解できるように説明しなければならない。

3 研究者は、個人の情報又はデータ等を収集・採取する場合、研究対象者に対し何らかの身体的若しくは精神的負担又は苦痛を伴うことが予見されるとき、原則としてその予見される状況を研究対象者が理解できるように説明しなければならない。

## (インフォームド・コンセント)

第5条 研究者が、個人の情報又はデータ等を収集・採取するときは、予め研究対象者の同意を得なければならない。

2 「研究対象者の同意」には、個人の情報又はデータ等の取扱い及び発表の方法等に関わる事項を含むものとする。

3 研究者は、研究対象者が不利益を受けることなく、研究実施期間において、いつでも同意を撤回し研究への協力を中止する権利及び当該個人の情報又はデータ等の開示を求める権利を有することを研究対象者に周知しなければならない。

4 研究者は、研究対象者が同意する能力がないと判断される場合は、原則として保護者又は法律上の権限を有する代理人から同意を得なければならない。

5 研究対象者からの同意は、原則として文書により行い、研究者はその記録を作成の日から起算して最低5年間保管しなければならない。

6 研究者は、研究対象者が同意を撤回した場合は、当該個人の情報又はデータ等をすみやかに廃棄しなければならない。

7 研究者は、提供を受けた結果の研究成果を公表する場合については、研究対象者の同意を得なければならない。

(第三者への委託)

第6条 研究者が第三者に委託し、個人の情報若しくはデータ等を収集・採取する場合は、本規程の趣旨に則った契約を交わさなければならない。

(授業等における収集・採取)

第7条 研究者が、講義、演習、実技、実験実習等において、研究のために受講生から個人の情報又はデータ等を収集・採取する場合は、事前に受講生の同意を得なければならない。

(研究計画等の審査)

第8条 学部及び学科又は研究科等の研究倫理委員会は、研究者からの申請に基づき、研究計画等の審査を行う。

2 審査に関する手続き等は、別に定める手続に従い行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究倫理委員会の議を経て、総長が決定する。

付 則

- 1 この規程は、2013年11月27日から制定施行する。
- 2 この規程は、2016年1月1日から一部改正し施行する。

(追49)